

阪神新地域ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 阪神地域のめざすべき将来像を示す新たな地域ビジョン（以下「新地域ビジョン」という。）を多様な主体の参画により策定するため、阪神新地域ビジョン検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会潮流、地域の課題や将来像に関する調査研究
- (2) 新地域ビジョンの策定
- (3) その他新地域ビジョンの策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員で組織する。なお、阪神地域7市1町の企画担当職員を行政委員として指定する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、各県民局・県民センター長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員を指定して招集することができる。
- 3 行政委員は、自らが出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会には部会長を置く。
- 4 部会長は部会に属する委員の中から委員長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項から第4項を準用する。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事するため旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第9条 検討会の事務は、阪神南県民センター県民交流室及び阪神北県民局総務企画室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
大平 和弘	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
川中 大輔	龍谷大学社会学部講師、シチズンシップ共育企画代表
近藤 清人	(株)DtOD 代表取締役
佐久間壮仁	阪神南地域ビジョン委員会委員
定藤 博子	阪南大学経済学部准教授
谷口 文保	神戸芸術工科大学大学院准教授
松元 一路	阪神北地域ビジョン委員会委員
水野 優子	武庫川女子大学生活環境学部生活環境学科准教授
山中 詩子	三田市有馬富士自然学習センター コミュニケーター

(五十音順)

(行政委員)

橋本 貴宗	尼崎市総合政策局政策部都市政策課長
堀越 陽子	西宮市政策局政策総括室政策推進課長
奥村 享央	芦屋市企画部政策推進課長
伊藤 公男	伊丹市総合政策部政策室主幹
二口 亮平	宝塚市企画経営部政策室政策推進課長
的場 秀樹	川西市総合政策部政策創造課長
太田 歩	三田市市長公室政策課長
和泉 輝夫	猪名川町企画総務部企画政策課長

第7条により定める委員等の謝金

阪神新地域ビジョン検討委員会の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
行政委員を除く委員及び第5条第3項に定める者（第6条第5項において準用する場合を含む。）	日額 12,500円
行政委員	無